

快適トイレ設置工事実施要領

（目的）

第 1 条 建設業において誰もが働きやすい職場環境となるよう、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を設置する工事を実施する。

（定義）

第 2 条 この要領において、「快適トイレ」とは、原則、別紙 1 の①～⑪の仕様を満たすものとする。ただし、別紙 1 の⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であるため、必ずしも設置を求めるものではない。

（対象工事）

第 3 条 公告するすべての工事を対象とする。ただし、維持修繕等の業務委託は対象外とする。

（入札公告等への明示）

第 4 条 発注者は、入札公告において、快適トイレ設置工事実施案件である旨を特記仕様書のチェック欄に示すこと。

（経費の計上）

第 5 条 快適トイレ設置に関する経費は、共通仮設費の営繕費に「快適トイレ設置費」として変更契約で計上するものとする。

2 快適トイレの経費は、57,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」※を計上するものとし、設置基数は、現場毎に必要性を受発注者で協議の上、決定するものとする。なお、ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に 57,000 円/基・月を上限に計上できるものとする。

※ 「積算上の差額」とは、実際にかかった費用（運搬、設置、撤去、通常の維持管理を除いた賃料及び基本料（整備費））から 10,000 円/基・月を差し引いた額とする。

3 「運搬」、「設置」、「撤去」、「通常の維持管理」に関する経費などは共通仮設費（率計上分）に含まれている。

4 積算上限額を超える経費については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上しない。

(その他)

- 第6条 受注者は、具体的な実施内容・実施期間を施工計画書 第1項(13)現場作業環境の整備に記載すること。なお、快適トイレの導入にあたっては、別紙2の①～⑧について、可能な限り配慮すること。
- また、快適トイレを設置できない特段の理由がある場合は、監督員と協議すること。
- 2 受注者は施設・設備を設置完了後、現地、又は写真により監督員の確認を受けること。
 - 3 受注者は快適トイレの設置に要した経費（リース会社の見積り等）及び設置期間を監督員へ報告すること。

【試行要領】

- 附則 この要領は、平成30年6月1日から適用する。
- 附則 この要領は、令和2年7月1日から適用する。
- 附則 この要領は、令和7年4月1日から適用する。

【実施要領】

- 附則 この要領は、令和7年7月1日から適用する。
- 附則 この要領は、令和8年5月1日から適用する。

別紙 1

【快適トイレに求める機能】

- ①洋式（洋風）便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

別紙 2

【快適トイレの導入に当たっての配慮事項】

- ①女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置することを標準とする。
- ②女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞くこと。
- ③設置位置について、女性トイレと、男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。
- ④動線について、男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をすること。
- ⑤ドアの向きについて、女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をすること。
- ⑥照明について、窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をすること。
- ⑦室温について、トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をすること。
- ⑧混雑等を理由に男性が女性トイレを使用することのないよう徹底すること。